

日中一時受入事業者への利用者負担 上限額管理結果表等の提供のお願い

名古屋市健康福祉局障害者支援課

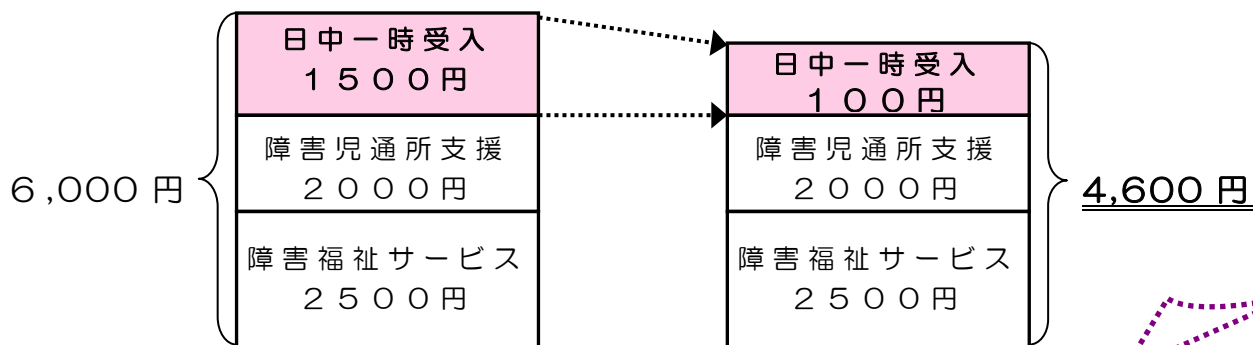
- 「日中一時受入事業」は、在宅の障害児（者）の保護者等の疾病等の理由により、日中において監護する方がいない場合に、一時的に施設や病院において日中の支援をおこなう事業です（本市の地域生活支援事業として位置づけられています）。
- 利用者は障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受け、その支給量の範囲内で利用します。日中一時受入事業の利用者負担は月額負担上限額に達するまでは1割の負担ですが、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、月額負担上限額を超えることはありません。
- つきましては、日中一時受入事業者が徴収する利用者負担額の確認のため、事業者より依頼があった場合、「利用者負担上限額管理結果表」を、もしくは、複数の事業者を利用しないなど、「利用者負担上限額管理結果表」を作成しない場合は、「利用者負担額表」の提供をお願いします。
- 日中一時受入事業所の一覧については別紙を参照ください。

例：障害福祉サービスの月額負担上限額が「4,600円」

当該月の障害福祉サービスの利用者負担額（合計）が「2,500円」

同月の障害児通所支援の利用者負担額（合計）が「2,000円」

「日中一時受入事業」の利用者負担相当額が「1,500円」の場合



【留意点】

- ◆ 「日中一時受入事業」は、障害福祉サービスや障害児通所支援の利用者負担額の上限額管理の対象事業ではないため、上限額管理に含めないようご注意ください。